

災害救助法適用地域の 世帯の学生に対する 緊急採用・応急採用について

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。ついては、当該の災害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する者について、緊急採用及び応急採用で該当者の申請を受け付けます。

希望者は、学生課までお問い合わせください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	適用日
【千葉県】千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町	9月9日

2. 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	2019年9月以降で申込者が希望する月	2020年3月
応急採用 (第二種奨学金)	2019年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

※ 申請には、罹災（被災）証明書等が必要になります。

※ 貸与奨学金は卒業後は返済が始まります。

名桜大学 学生課
TEL：0980-51-1057